

一宮町農地賃借料情報

標準小作料制度が廃止されたことに伴い、農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結(公告)された賃貸借における実勢賃借料について、お知らせします。

農地の賃借において賃借料決定の参考としてください。

(令和3年1月～12月：金額は10アール当たり)

農地区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	12,200 円	18,000 円	6,300 円	99	※賃料が物納の場合は 作物の平均価格により 金銭に換算しています。
畑	9,400 円	28,500 円	3,900 円	31	

*1 データ数は、集計に用いた筆数です。

*2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位にしています。

*3 実勢賃借料の情報提供であり、実際に契約する金額はこの限りではありません。

参考

(平成21年12月14日廃止 標準小作料)

農地区分		小作料標準額 (10アール当たり)	
田	上	26,000 円	ゴシカリ1等米 反収 480kg の場合 土地改良施行済地域内 20アール以上の田
	中	22,000 円	ゴシカリ1等米 反収 465kg の場合 「上」、「下」以外の地域 「上」の地域で20アール未満の田
	下	18,000 円	ゴシカリ1等米 反収 450kg の場合 船頭給、新地の海岸地域 東浪見矢畑地域・綱田未整備地域
畑	上	10,000 円	落花生千葉半立2等 反収 180kg の場合 国道128号線より東側
	下	5,000 円	落花生千葉半立2等 反収 170kg の場合 国道128号線より西側

お問い合わせ先

一宮町農業委員会

TEL 42-1428